

第1部 鳥取県の環境の概要

第1章 自然環境の概要

今日、自然環境の保全は、我が国だけでなく全世界の問題となっている。技術の急速な進歩に伴って生産が飛躍的に増大した反面、自然は破壊され、環境の汚染は拡大されてきた。特に我が国は、狭少な国土の中で、高密度の社会、経済活動が行われてきた結果、都市近郊の緑をはじめ、わずかに残されている原生林なども破壊の危機に立たされている。

こうした一般的な傾向にもかかわらず、本県の自然はまだ豊かで優れた部分を多く残している。昭和54年度に環境庁が実施した自然環境保全基礎調査によると、本県では、地勢や立地条件の制約などにより、従来、主たる経済基盤を農業においてきたため、幸いに自然環境の破壊はさして被らず今日に至っている。したがって、山林地域はいうに及ばず、市街地周辺においても緑が広がり、優れた社叢や森林が多数残存している。このことは、市街地、農耕地の県土に占める比率25.2%に対し、森林、原野の占有率は74.8%に及ぶことをみてもよく分かる。

一方、海域においても、145キメートルに及ぶ海岸線のうち、人為の全く加わらない自然海岸は65.3%もあり、しかも、水質汚濁の指標である透明度、化学的酸素要求量は、ともに我が国の海域平均を上回り、ほとんど汚濁のない最高の自然度を示している。

本県のこの良好な自然環境は、県民はもとより、広く全国民に活用されているところであるが、それだけに、投機的な開発の対象とされるおそれをはらんでいるといえよう。

県は、このように豊かで貴重な自然を保全するとともにこの活用を図り、県民すべてが自然の尊さを認識し、自然の恩恵を永久に享受可能ならしめるための各種の施策を総合的・計画的に推進している。

第 2 章 公害の概要

1 大気汚染

大気汚染原因物質のうち、現在、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの5物質について環境基準が定められているが、県が実施している大気汚染物質常時監視測定結果では、経年的にみて、ほぼ環境基準を達成しており、本県の大気は清浄であるといえる。

一方、自動車排出ガスについては、毎年状況調査を行っているが現時点では問題になるほどの汚染濃度には至っていない。

2 公共用水域の水質

公共用水域の水質の現状は、下記のとおりである。

【健康項目 カド ウム、総水銀、シアン等】

県下の千代川等13河川、湖山池等4湖沼、美保湾及び日本海沿岸の2海域の水質調査結果では、すべて環境基準に適合していた。

【生活環境項目 BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）等】

1級河川……千代川、天神川、日野川については、おおむね下流部は環境基準類型A（BOD 2 ppm以下）、上流部は環境基準類型AA（BOD 1 ppm以下）に適合しており清浄である。

2級河川……どの河川も清浄である（類型相当AA～A）。

都市河川… BOD（生物化学的酸素要求量）についてみると、旧袋川（河川類型B～C相当）、玉川（河川類型C～E以下）及び旧加茂川（河川類型E～E以下）はいずれも著しく汚濁している。

湖 沼… COD（化学的酸素要求量）についてみると、中海（湖沼類型A～C相当）、湖山池（湖沼類型B～C相当） 東郷池（湖沼類型B相当）及び多鯉池（湖沼類型B相当）は汚濁している。

海 域… COD（化学的酸素要求量）についてみると、美保湾（海域類型A～B相当）及び日本海沿岸海域（海域類型A相当）は前年度同様清浄な水質を保持している。

3 騒 音

騒音については、金属、機械、木材加工工場等から発生する騒音、飲食店営業に伴うカラオケによる騒音及びクーラー等の生活騒音が主要な発生源となっており、公害苦情も例年かなりみられる

このほか、一部地域では、大型自動車走行に伴う騒音が問題になっている。

なお、騒音規制については、県下4市2町1村について規制地域の指定を行っている。

4 振 動

振動については、鉱業施設（採石場）から発生する振動及び大型車走行に伴う振動が主要な発生源となっている。

振動規制については、昭和53年6月9日から県下4市について規制地域の指定を行っている。

5 悪 臭

悪臭については、畜産業、魚腸骨処理場、ルプ製造業、塗装工場、し尿処理施設等が主要な発生源となっている。

悪臭規制については、昭和56年4月1日までに4市19町2村について規制地域の指定を行っている。

6 地盤沈下

県内の地盤沈下は鳥取市の市街地約6㎤にみられる。

昭和56年度の測量によると、沈下量の最大は鳥取市田園町四丁目の4.45cm/年で、南に行くに従って減少している。

7 水銀等重金属類の汚染状況

(1) 土壌、農作物調査

岩美郡岩美町小田川流域の水田146ヘクタール90地点の土壌及び玄米についてカドミウム及び銅の細密調査を行ったが、「農用地の土壌汚染防止に関する法律」に定める農用地（田に限る）の土壌汚染対策地域の銅の指定要件（125ppm）を上回る地点が39地点あった。

また、玄米のカドミウムについては、指定要件（1ppm）を上回るものはなかった。

(2) 魚介類調査

県内産及び県外産の魚介類について総水銀の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（0.4ppm）を下回っている。

8 P C B の汚染状況

食品（魚介類、牛乳、肉、卵、乳製品）について調査を行ったが、いずれも暫定的規制値を下回っている。